

新宿区物価高騰対策臨時給付金に関する事務における「特定個人情報保護評価書」（素案）のパブリック・コメントの実施について

令和5年5月23日付け5新総総第459号により決定した「新宿区物価高騰対策臨時給付金給付事業」の実施については、同年6月30日に申請受付を開始し、事務を進めているところである。

本給付事業では、マイナンバーカードに紐付けされている公金受取口座の情報を使用し、当該給付金を振り込む「プッシュ型」を導入するため、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律に基づく「特定公的給付」の指定を受けた。個人番号を利用することで、給付事務の効率化を図り、区民に対する利便かつ円滑な給付の実現を目的としている。

行政機関の長等は、個人番号をその内容に含む個人情報ファイル（以下「特定個人情報ファイル」という。）を保有しようとするときは、事務の規模により事前に特定個人情報保護評価書を公示し、広く区民の意見を求めるものとされている。

本給付事業は、緊急に特定個人情報ファイルを保有することになったことから、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項に規定するところにより、特定個人情報ファイルの保有後に公示するものである。

については、下記のとおり当該事務における「特定個人情報保護評価書」（素案）（以下「評価書素案」という。）により特定個人情報の保護措置等を公表し、評価書素案に関してパブリック・コメントを実施するものである。

記

1 特定個人情報保護評価の概要

(1) 特定個人情報保護評価とは

物価高騰対策臨時給付金給付事業における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利・利益に与える影響を予測した上で、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認の上、特定個人情報保護評価書において自ら宣言するものである。

(2) 特定個人情報保護評価の目的

プライバシー等保護の評価・対策を実施することで、特定個人情報を扱う事務における個人のプライバシー等の権利・利益の侵害を未然に防止し、国民・住民の信頼を確保することを目的とする。

- (3) 特定個人情報保護評価の対象
特定個人情報保護評価の対象となるファイルは次のとおりである。
 - ・新宿区物価高騰対策臨時給付金情報ファイル
- (4) 根拠法令
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第27条及び第28条

2 評価書素案の概要

- (1) 基本情報
物価高騰対策臨時給付金給付事務の内容、当該事務において使用するシステム、特定個人情報ファイルを取り扱う理由等を記載する。
- (2) 特定個人情報ファイルの概要
対象となる人数、記録される項目等を記載する。
 - ・新宿区物価高騰対策臨時給付金情報ファイル（評価書8頁）
- (3) 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
特定個人情報を取り扱う際の様々なリスクについて分析し、リスクを軽減するための措置について記載する。
 - ・新宿区物価高騰対策臨時給付金情報ファイル（評価書15頁）
- (4) その他のリスク対策（評価書26頁）
自己点検、監査、従業員に対する教育・啓発等について記載する。
- (5) 開示請求・問い合わせ（評価書28頁）
特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求、特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせについて記載する。
- (6) 評価実施手続き
特定個人情報保護評価の各手続（意見聴取の方法等）について記載する。

3 パブリック・コメントの実施

- (1) 実施期間
令和5年8月16日から30日間
- (2) 周知方法
広報新宿には令和5年8月25日号に記事掲載し、区ホームページにおいては8月16日から意見募集を周知する。
- (3) 閲覧資料及び閲覧場所等
 - ① 閲覧資料
資料1 物価高騰対策臨時給付金に関する事務「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」（素案）意見募集概要

資料2 物価高騰対策臨時給付金に関する事務「特定個人情報保護評価書
(全項目評価書)」(素案)

資料3 新宿区パブリック・コメント意見用紙

② 閲覧及び配布場所

閲覧資料は次の場所において閲覧に供するとともに、希望者へは閲覧資料を配布する。

場所等：物価高騰対策臨時給付金対策室（第一分庁舎8階）、各特別出張所、
区政情報課、区政情報センター及び各図書館並びに区ホームページ

(4) 意見提出方法

物価高騰対策臨時給付金対策室（第一分庁舎8階）にて郵送、ファックス及び窓口により受け付けるほか、各特別出張所、区政情報課、区政情報センター及び各図書館の窓口並びに区ホームページで受け付ける。

4 今後のスケジュール

令和5年 8月10日（木）	区議会議員にポスティング
16日（水）	パブリック・コメント実施（～9月14日）
9月25日（月）	第三者点検実施（2か月程度）
12月上旬	調整会議 政策経営会議
12月13日（水）	総務区民委員会にパブリック・コメント結果、 評価書の報告
12月下旬	個人情報保護委員会に評価書の提出 評価書の公表